

1 趣旨

昭和56年に線引き<sup>\*1</sup>を定めてから30年以上経過し、人口減少等社会状況が大きく変化してきており、綾部市人口の約半数を占める市街化調整区域において、その影響は顕著となっている。

市の要望を受け、定住促進、既存集落の活力維持、産業の振興等「綾部市が目指すまちづくり」を実現するため、線引きが選択制であることから廃止し、あわせて、マスタープラン<sup>\*2</sup>の変更を行うもの。

2 線引き廃止に伴う主な変更点

区分	市街化区域	市街化調整区域
土地利用	○(用途地域)	× → ○
許可を要する 開発行為	○(1,000㎡以上→3,000㎡以上)	× → ○(3,000㎡以上)

○線引き廃止後、地域が望まない施設が立地する恐れがあるため、綾部市は、次のとおり対応

- ①市街化区域の用途地域を継続
- ②市街化調整区域であったところに特定用途制限地域<sup>\*3</sup>を新たに指定
- ③市独自のまちづくり条例<sup>\*4</sup>を制定

3 マスタープランの変更概要

○都市計画の目標

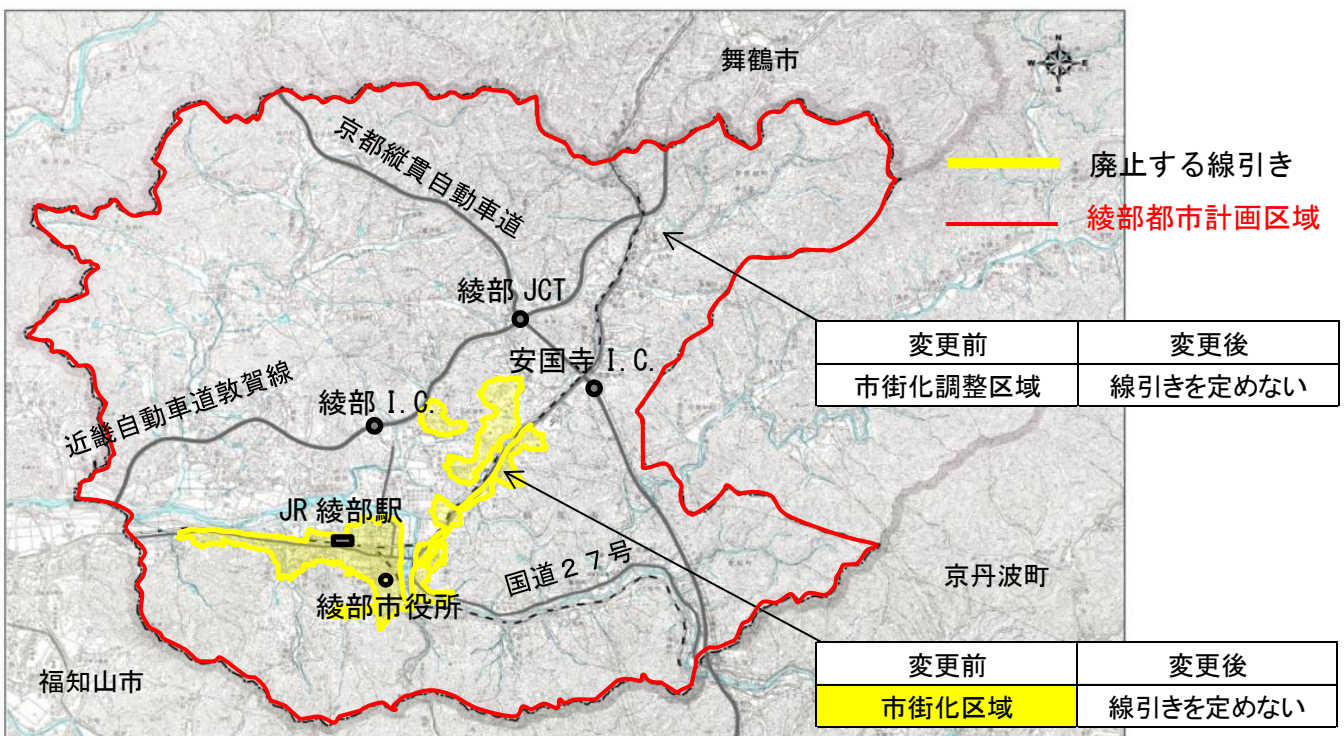
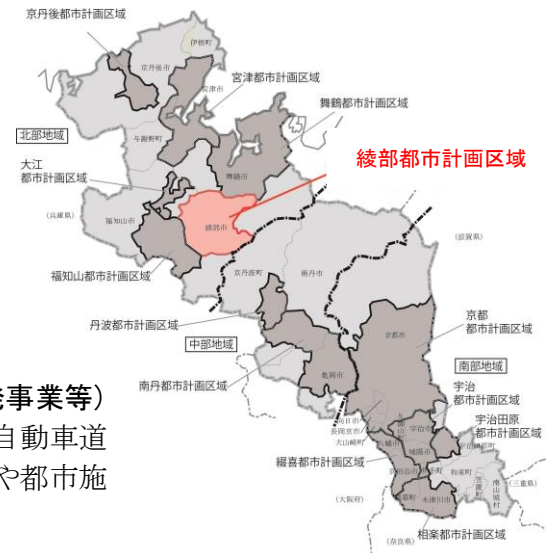
平成37年を目標年次として、「地域資源を活かした交流拠点都市」「広域交通網と産業基盤を活かした産業拠点都市」「都市機能を活かした中心市街地の再生」「安全で災害に強い都市」を目指す。

○区域区分の有無及び方針

**区域区分（線引き）を定めない**

○主要な都市計画の方針（土地利用、都市施設、市街地開発事業等）

線引き廃止後の土地利用方針を示すとともに、京都縦貫自動車道等の各事業の進ちょくに合わせた今後のまちづくりの取組や都市施設の整備状況を踏まえた見直し。



※1【線引き】

都市計画区域を「市街化区域」（既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と「市街化調整区域」（市街化を抑制すべき区域）の2つに区分するもの

※2【マスタープラン】

都市計画区域全域を対象として、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるもの

※3【特定用途制限地域（市決定）】

用途地域が定められていない地域を対象に、良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて、合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等を定めるもの

※4【まちづくり条例（市制定）】

土地の面積が300㎡以上の開発行為等を対象に近隣住民への説明、開発協定などの手続きを義務付けるとともに、地域住民によるまちづくりの活動の仕組みを定めるもの